

電気通信大学情報基盤センター教育研究設備利用内規

平成18年 4月 1日

改正

平成24年 5月22日

平成27年10月28日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この内規は、電気通信大学情報基盤センター規程第10条の規定に基づき、電気通信大学情報基盤センターの教育研究設備及び同センター管理下のネットワーク（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役職員
- (2) 本学の学域学生、大学院学生、特別研究学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、短期海外交流学生、委託生及び外国人留学生
- (3) その他センター長が適当と認めた者

(利用申請)

第3条 センターを研究目的で利用しようとする者は、別に定める申請書をセンター長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

(利用方法)

第4条 利用者は、センターの利用に際し、次条の利用者の責務及び別に定める利用要項を遵守しなければならない。

- 2 利用時間及び計算機資源等の配分は、センター長が別に定めるものとする。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、センターの利用権限をいかなる場合でも他人に譲渡又は貸与してはならない。

- 2 利用者は、導入されているオペレーティングシステム、アプリケーション、ライブラリ及び他人のファイル等の変更、追加、削除、複製又は配布等並びに著作権を侵害する行為をしてはならない。
- 3 利用者は、利用目的以外でセンターの資源を使用してはならない。
- 4 利用者は、自身が行うすべての操作と行為に対して責任を負うものとする。
- 5 利用者は、倫理的及び合法的にセンターを利用する義務を負うものとする。
- 6 利用者は、次の各号に掲げる事項を発信又は中継してはならない。
 - (1) 無名、匿名及び偽名で発信すること。
 - (2) 著作権及び肖像権等を侵害すること。
 - (3) 人及び団体を誹謗中傷すること。

- (4) プライバシーを侵害すること。
- (5) 差別的な表現をすること。
- (6) 猥褻な情報の提供に関する事。
- (7) 政治及び宗教活動に関する事。
- (8) その他センター長が不適切であると判断すること。

(経費負担)

第6条 利用者は、当該利用に係わる経費の一部（以下「使用料」という。）を負担しなければならない。

- 2 使用料は、別に定める基準による。
- 3 使用料の負担方法は、別に定めるところによるものとする。

(届出)

第7条 利用者は、利用の承認を受けた期間内において、次の各号に該当する事由が生じた場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

- (1) 研究が完了又は中止したとき。
- (2) 利用資格上の所属又は身分に変更があったとき。

(利用の取消)

第8条 センター長は、利用者がこの内規及び別に定める利用要項に違反したとき、又はセンターの管理運営上、支障があると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は一定期間のセンターの利用停止等、利用に制限を加えることができる。

(報告書の提出)

第9条 センター長は、研究が完了、又は利用期間が終了したときは、報告書の提出を求めることができる。

(研究成果の公表)

第10条 利用者は、センターを利用して行った研究成果を論文等により公表するときは、センターを利用した旨を明記しなければならない。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学総合情報処理センター利用内規（平成13年6月22日施行）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行日以降も在学する電気通信学部及び情報理工学部の学生については、なお従前の例による。